

Chapter 2

# 第2章

東日本大震災 再生期後半(平成28・29年度)の取組記録誌

分野別の復旧・  
復興の取組状況

## 第1節

## 環境・生活・衛生・廃棄物

## 第1項：被災者の生活環境の確保

## 再生期後半における取組のポイント

## ① 被災者の良好な生活環境の確保

- 見守り活動の継続ときめ細やかな支援
- 県外避難者への定期的な情報提供と円滑な帰郷促進
- 離島航路及び路線バスの運行支援

## ② 災害公営住宅の早期整備

- 災害公営住宅の計画的な整備
- 早期の住宅供給

## ③ 恒久的な住宅での安定した生活に向けた支援

- 仮設住宅の集約や恒久的な住宅への住み替え等に伴う被災者の精神的・経済的負担の軽減
- 被災者の住宅再建支援

## ④ 地域コミュニティの再生と被災地の活力創出に向けた多様な活動への支援

- 住民主体による地域活動支援や交流機会の創出支援
- 地域における活動創出のための人材育成等の支援

## ① 被災者の良好な生活環境の確保

## 再生期前半(平成26・27年度)

仙石線と東北本線の整備支援  
県外避難者への情報提供を開始

被災市町が行う保健師等による健康相談や、仮設住宅入居者等の家庭訪問被災者健康新規に要する経費を10市町に補助しました。また、宮城県サポートセンター支援事務所の運営や被災者支援従事者の研修、地域福祉マネジメント研究会等を実施しました。

県外に避難している世帯に、平成26年から「みやぎ復興定期便」を毎月発行し、被災市町の復興状況や各種支援情報、災害公営住宅の募集状況などの情報を提供しました。また、県外避難者が避難先地域で情報収集や相談支援が受けられるよう、避難者に対する支援活動を行っている団体と連携し、平成27年から「みやぎ避難者帰郷支援センター」を全国5箇所に設置しました。

震災により甚大な被害を受けたバス事業者に対し、バス運行費補助等による運行支援を行うとともに、各市町との連携を密にし、運航の状況や住民からの要望等を確認しながら、国・バス事業者・各市町の間の事務調整及び情報提供などの支援を継続しました。

平成27年3月にJR石巻線が、5月には仙石線が全線開通しました。仙石線においては、接続線を利用した仙石東北ラインが開通日と同日に開業し、仙台駅～石巻駅間の所要時間が震災前より約12分短縮されました。



写真:復興定期便vol.1

## 再生期後半 平成28年度

## 高齢者への手厚いサポートの実現と健康増進

震災で居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、申請に基づいて申請書の審査や委託先への送付等、支援金支給に係る事務手続を実施しました。その結果、基礎支援金:526件、加算支援金:4,563件が支給となりました。

被災地域で高齢者等が安心して生活できるよう、宮城県サポートセンター支援事務所を設置・運営し、市町サポートセンターの運営支援、専門職の相談会の開催、アドバイザーの派遣などを行いました。また、被災者支援従事者への研修の実施、被災者支援情報誌の配布や地域福祉マネジメント研究会などを開催しました。

応急仮設住宅等の被災住民に対して、健康状態の悪化を防止するとともに健康不安の解消を図るために、被災市町が行う保健師等による仮設住宅集会所等での健康相談や仮設住宅入居者等の家庭訪問等被災者健康支援に要する経費を6市町に補助しました。

県外に避難している被災者の避難状況、帰郷の意思等を確認するため、これまで行ってきた郵送によるニーズ調査に代えて「意向確認調査」を実施し、その結果を避難先の自治体や避難元の市町村に提供し、情報共有を図りました。



写真:平成28年度 県外避難者意向確認調査の結果について

## 再生期後半 平成29年度

## サポートセンターへのさらなる支援と県外避難者への支援

10市町55箇所のサポートセンターの運営支援や専門職の相談会の開催、アドバイザーの派遣などを行う宮城県サポートセンター支援事務所の運営を続けるとともに、被災者支援従事者等への研修実施や被災者支援情報誌の配布、地域福祉マネジメント研究会の開催などを行いました。

被災市町が行う保健師等による仮設住宅集会所等での健康相談や、仮設住宅入居者等の家庭訪問等被災者健康支援に要する経費を2市に補助しました。

県外に避難している被災者(以下、「県外避難者」)の帰郷支援のため、県の東京事務所と大阪事務所に配置している県外避難者支援員とともに、引き続き避難先の自治体や支援団体等と生活状況・支援に関する情報共有を図りながら、相談支援を行いました。また、避難先の自治体や支援団体が開催する交流会等に出席し、生活状況や再建意向等についての確認、避難元市町の復興状況などの情報提供を行いました。

また、県外避難者に対し、避難先における生活状況や今後の生活再建意向等について電話による調査を引き続き実施するとともに、これまでの調査等で、再建意向等が未定・不明の県外避難者に対し調査を行うため、県震災復興推進課と東京事務所に県外避難者調査員を配置し、電話や戸別訪問による意向確認調査を行いました。また、所在不明の県外避難者については住民票調査を行い未確認世帯の解消を図った結果、県外避難者数が年度当初約2,400人から年度末には約300人に減少しました。

## ② 災害公営住宅の早期整備

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

**市町村と連携し約16,000戸の整備の促進を図る**

復旧期から継続して、「宮城県復興住宅計画」に基づき、平成27年度までに約16,000戸の災害公営住宅の整備を促進しました。

平成28年3月末までに、直接建設や県受託のほか、民間の賃貸住宅の借り上げや買取り等も活用し、県内21市町275地区14,746戸で災害公営住宅の事業に着手し、うち、21市町210地区9,812戸が完成しました。

また、被災した県営住宅21団地の復旧等を復旧期に完了し、入居者の安全・安心の確保と、適切な維持管理によるストックの有効活用を図るため、「宮城県県営住宅ストック総合活用計画(宮城県公営住宅等長寿命化計画)」に基づき、改善や修繕のための設計や工事を実施しました。

平成27年度からは工務店探しで困っている方に対し、希望条件に合う工務店を紹介するなど、住宅の自立再建を支援するマッチングサポート事業を実施しました。また、二重ローンを抱えることとなる被災者の負担軽減を図る改善のための設計や工事を、県営住宅24団地については維持修繕のための設計や工事を実施しました。

さらに、建築基準法に基づき、県営住宅1団地3棟について外壁全面打診点検を実施しました。

**累計15,541戸の事業開始  
累計13,784戸の工事完了**

震災により住宅をなくし、自力での住宅再建が困難な被災者の恒久的な住まいを確保するために、災害公営住宅を整備しました。県内の計画約16,000戸のうち、21市町308地区15,541戸で災害公営住宅整備事業に着手し、21市町277地区13,784戸が完成しました。そのうち、県が建設を支援しているものについては、9市町から受託した27地区2,229戸が平成28年度末に全戸完

成しました。応急仮設住宅の入居状況は、平成30年3月31日の時点でプレハブ住宅が1,481戸・2,878人、民間賃貸借上住宅が1,631戸・3,678人、公営住宅等が24戸・56人の計3,136戸・6,612人となっています。

また、昨年同様、「宮城県県営住宅ストック総合活用計画(宮城県公営住宅等長寿命化計画)」に基づき、県営住宅22団地については長寿命化を図る改善のための設計や工事を、県営住宅59団地については維持修繕のための設計や工事を実施しました。

**累計15,823戸の事業開始  
累計15,415戸の工事完了**

災害公営住宅の整備は、県内の計画戸数15,823戸(21市町312地区)全戸において事業着手済みとなり、21市町310地区15,415戸が完成しました。平成30年度までの全戸(15,823戸)完成に向け、引き続き市町を支援していきます。

応急仮設住宅の入居状況は、平成30年3月31日の時点でプレハブ住宅が1,481戸・2,878人、民間賃貸借上住宅が1,631戸・3,678人、公営住宅等が24戸・56人の計3,136戸・6,612人となっています。

また、昨年同様、「宮城県県営住宅ストック総合活用計画(宮城県公営住宅等長寿命化計画)」に基づき、県営住宅22団地については長寿命化を図る改善のための設計や工事を、県営住宅59団地については維持修繕のための設計や工事を実施しました。



写真：災害公営住宅(山元町宮城病院周辺地区)



写真：災害公営住宅(多賀城市宮内地区)

写真：名取市閑上地区第1期集合災害公営住宅  
閑上中央第一団地(名取市)写真：名取市高柳圭田地区災害公営住宅  
高柳西団地(名取市)

## ③ 恒久的な住宅での安定した生活に向けた支援

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

**応急仮設住宅の供与終了に向け  
多方面から円滑な転居を支援**

応急仮設住宅の供与終了に向けて、仮設住宅入居者が恒久的住宅へ円滑に転居できるよう、各世帯が抱える課題に応じた福祉サービス等を紹介する宮城県被災者転居支援センターを設置しました。また、民間賃貸住宅を再建先とする被災者の方々への、住宅確保に関する情報提供やマッチング支援のため、県内の物件情報・不動産業者の紹介等を行う宮城県住宅情報提供コールセンターを設置するとともに、高齢者や障害者(支援対象者)の住宅再建の支援をするため、賃貸借契約を締結した貸主に奨励金を支給する宮城県民間賃貸住宅提供促進奨励金の事業を行いました。

そのほか、県民の生命と財産の被害の軽減を図るために、倒壊の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた木造住宅等の耐震診断・耐震改修に対し助成等を行い、耐震化を促進しました。

また、震災により誘発された亜炭鉱跡陥没の被害を受けた住宅・敷地及び農地等の復旧を実施する団体に対し、経費の補助を行い、平成26年度は7件、平成27年度は6件の復旧工事を認定しました。



写真：宮城県東部被災者転居支援センター(外観)



写真：宮城県東部被災者転居支援センター(事務室)

**住宅確保に関する支援の充実と  
危険住宅減少への取組**

民間賃貸住宅を再建先とする被災者に、住宅確保に関する情報提供やマッチング支援を行いました。住宅情報提供コールセンターへの相談件数は426件、民間賃貸住宅提供促進奨励金支給件数は21件でした。また、既設の被災者転居支援センター(仙台市)に加え、新たに東部被災者転居支援センター(石巻市)を設置し、転居困難者等の相談や再建支援を行いました。センターによる訪問回数は106件(仙台市32件、北部44件、東部30件)、依頼件数は346件(仙台市110件、北部66件、東部170件)でした。

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅等の耐震診断・耐震改修については、木造住宅耐震改修115件、木造住宅等耐震相談業務61件を実施しました。また、普及啓発用パンフレットを15,000部、木造住宅耐震改修事例集を2,000部作成するとともに、ラジオ放送やテレビデータ放送等で助成制度を紹介しました。包括連携協定を結ぶ企業約480店舗の店頭にパンフレットを設置しました。また、耐震診断実施者に市町村長と知事の連名文書で耐震改修実施を働きかけました。

がけ地に近接するなどしている危険住宅の移転事業は662戸の実績を挙げました。



写真：宮城県住宅情報提供コールセンターチラシ

**住宅確保支援の継続と  
耐震化の取組拡充**

住宅情報提供コールセンターへの相談件数は149件、民間賃貸住宅提供促進奨励金支給事業における支給件数は10件でした。また、2つの被災者転居支援センター(仙台市、登米市)に加え、新たに東部被災者転居支援センター(石巻市)を設置し、転居困難者等の相談や再建支援を行いました。センターによる訪問回数は106件(仙台市32件、北部44件、東部30件)、依頼件数は346件(仙台市110件、北部66件、東部170件)でした。

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅等の耐震診断・耐震改修については、木造住宅耐震改修115件、木造住宅等耐震相談業務61件を実施しました。また、普及啓発用パンフレットを15,000部、木造住宅耐震改修事例集を2,000部作成するとともに、ラジオ放送やテレビデータ放送等で助成制度を紹介しました。包括連携協定を結ぶ企業約480店舗の店頭にパンフレットを設置しました。また、耐震診断実施者に市町村長と知事の連名文書で耐震改修実施を働きかけました。



写真：耐震改修施工事例集

## ④ 地域コミュニティの再生と被災地の活力創出に向けた多様な活動への支援

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

### 新たな暮らしのコミュニティ形成の推進

被災地での高齢者等の安心した生活のために総合的相談・巡回訪問・交流サロン実施補助を行いました。また、市町村が行う各種被災者支援事業への補助等も継続しました。

市町村や関係団体と連携し「復興応援隊」を設置し、地域毎のテーマに応じた地域活動を実施し、被災地域の復興プロジェクトを推進したことにより、地域の活性化や住民が率先して行うコミュニティづくり参画への意識の醸成が図られました。また、「復興応援隊」での地域の復興から将来的な地域振興に繋がるような事業や新たな地域コミュニティづくりに資する事業及び県外避難者の帰郷支援に資する事業の実施に対する助成を行いました。

また、地域コミュニティの再構築、住民主体の地域活動の活性化及び地域防災力の向上を図るために補助等も行い、新しいまちづくりが進み、8市町19地区の施設整備と、2市2地区の住民活動を支援しました。



写真:みやぎ地域復興支援助成金助成団体  
(特定非営利活動法人CloudJAPAN)



写真:被災地域リーダー等研修交流会

### コミュニティ再生のためのサポートを強化

住民が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、被災地域のコミュニティ再生を目指し市町村や関係団体と連携し「復興応援隊」を9地区で結成しました。これにより、それぞれの地域が抱える課題やニーズに応じて、住民が主体となって取り組んでいる活動を支援し、様々な主体と協調・連携するための支援体制を整備しました。

また、被災者の生活再建をきめ細かく支援するため、地域の復興から将来的な地域振興につながるような事業、新たな地域コミュニティづくりに資する事業及び県外避難者の帰郷支援に資する事業を実施する72団体に対して助成を行い、活動を支援したことにより、被災地の地域づくり活動が促進されました。

また、被災者や行政、被災者と支援者等を結び付ける「縦力」を活かして行うコミュニティ形成等の復興に向けた取組6件、コミュニティづくりや地域活性化に寄与した心の復興の取組11件に対し助成を行いました。

震災により甚大な被害を受けた沿岸市町を対象に、3市1町、9地区の住民交流拠点施設の整備を、5市1町、6地区の住民活動を支援しました。

被災地域の生活環境づくりを支援するため、8市5町61団体に自治組織等が自発的・主体的に取り組む地域コミュニティ再生活動のため、被災地域の生活環境づくりを支援する8市6町93団体に補助金を交付しました。これにより地域住民の交流イベントが開催され、コミュニティの活性化が図られました。また、地域力再生活動アドバイザーを8回(23団体)派遣し、被災地域リーダー等研修交流会を6回(72団体)開催しました。

また、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結び付ける「縦力」を活かして行うコミュニティ形成等の復興に向けた取組8件、コミュニティづくりにも寄与した心の復興の取組13件に対し助成を行いました。

### コミュニティの活性化と復興に携わる県民への支援

被災市町で設置する復興支援員の活動が円滑に行われるよう、各種研修を通じてキャリア形成等を図り、地域への定着に向けた支援を行いました。被災地における関係者間の広域的な連携を促進し、県内の復興支援活動の活性化を図りました。

また、地域の復興から将来的な地域振興につながるような事業、新たな地域コミュニティづくりに資する事業及び県外避難者の帰郷支援に資する事業を実施する72団体に対して助成を行い、活動を支援したことにより、被災地の地域づくり活動が促進されました。助成団体に対しては公認会計士による会計指導を2回実施し、事業の適正な実施にも努めました。

自治組織等が自発的・主体的に取り組む地域コミュニティ再生活動のため、被災地域の生活環境づくりを支援する8市6町93団体に補助金を交付しました。これにより地域住民の交流イベントが開催され、コミュニティの活性化が図られました。また、地域力再生活動アドバイザーを8回(23団体)派遣し、被災地域リーダー等研修交流会を6回(72団体)開催しました。

また、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結び付ける「縦力」を活かして行うコミュニティ形成等の復興に向けた取組8件、コミュニティづくりにも寄与した心の復興の取組13件に対し助成を行いました。



写真:地域コミュニティ再生活動

# 第1節

## 環境・生活・衛生・廃棄物

### 第2項:持続可能な社会と環境保全の実現

#### 再生期後半における取組のポイント

##### ① 再生可能エネルギーの導入とスマートシティの形成

- エコタウン(スマートシティ)の形成促進
- 省エネルギーの促進
- 水素エネルギーの利活用促進

##### ② 自然環境の保全の実現

- 自然環境の保護体制の確保
- 三陸復興国立公園の再編
- 野生鳥獣の保護管理

# ① 再生可能エネルギーの導入とスマートシティの形成

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

継続した太陽光発電システムの普及促進  
エコタウン形成の推進

エコ&クリーンな暮らしへ向けた  
新たな取組

エコな暮らしの推進と  
新エネルギー普及へ向け

平成24年6月に策定した、「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」に基づき新エネルギー・省エネ設備や住宅用太陽光発電設備の導入支援として県民に対して経費の一部を補助しました。

環境に配慮したまちづくり(エコタウン)の形成推進のため、エコタウン形成実現可能性調査、再エネ推進地域協議会の補助を行いました。また、エコタウン推進委員会を開催し、講演会及び視察会を開催したほか、災害公営住宅の屋根貸しによる太陽光発電の導入を進めました。

「東北における水素社会先駆けの地」を目指し、環境負荷の低減や経済波及効果が期待できる水素エネルギー利活用促進の取組を始めました。

家庭部門の二酸化炭素排出量の一層の削減や災害時エネルギーの安心確保のため、住宅の創エネ・蓄エネ・省エネ設備の導入等に対して助成を行いました。住宅用太陽光発電システム、蓄電池、家庭用燃料電池の設置及びネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築について、延べ3,284件の補助を実施しました。

再生可能エネルギー・エネルギー・マジメントを活用したまちづくり「エコタウンの形成」を促進するため、市町村と連携し、風力・小水力発電の実現可能性調査及びバイオガス施設の稼働率向上のためのソフト事業等に取り組む団体に対し2件の補助を実施しました。また、エコタウン推進委員会ではセミナーと視察会を各1回、ワーキンググループ3回を開催し、市町村のエコタウン形成を支援しました。さらに、エコタウン形成の取組を広く普及させるための広報誌「みやぎ復興エネルギー・パックガイドブック」を5,500部作成し、県内の小中学校等に配布しました。

県内事業所における新エネルギー設備の導入支援のため、太陽光発電、風力発電、地中熱利用設備の導入など計19件の事業に対して補助を行いました。

また、企業立地セミナーや発電事業者等の相談対応等を通じて、クリーンエネルギーを活用した先進的いちご栽培システムの実証など、計8件の事業に対して補助を行いました。企業立地セミナーや発電事業者等の相談対応等を通じて、クリーンエネルギー関連産業の振興に向けた情報収集・調整も行いました。

水素エネルギーの利活用推進に向け、東北で初めてとなる商用水素ステーションが開所し、整備事業者への補助や県有地の有償貸付を実施しました。また、水素で走る燃料電池自動車(FCV)を公用車として2台追加したほか、FCVの導入補助を行い、民間事業者への導入も支援しました。



写真:東北初の水素ステーション開所式



写真:東北初の水素ステーション

# ② 自然環境の保全の実現

再生期前半(平成26・27年度)

再生期後半

平成28年度

再生期後半

平成29年度

仙台保健環境センターの再建  
森林整備による未然の災害発生防止

震災により損壊した仙台保健環境センターを再建し、試験検査体制の整備・充実強化を図るとともに、甚大な被害を受けた地域等の県民生活の保全と、木材資源の長期的な供給を確保するため、県行造林地の契約更新による森林整備(環境林型県有林)を実施し、森林の持つ多面的機能の発揮と下流域における災害発生の未然防止に努めました。

また、平成27年度には緑地環境保全地域新規指定のために学術調査を行ったほか、継続して沿岸地域の希少野生生物の保護保全対策を実施するとともに、宮城県レッドデータブックを発刊し、様々な主体との連携や次世代への継承を図りました。さらに、継続して有害捕獲された野生の鳥獣肉の放射性物質モニタリング調査や被災建築物の解体が見込まれる2市の6地点において年4回、大気中のアスベスト濃度の測定を実施し、一般環境と同様の値であることを確認しました。

県民生活の保全と木材資源の長期的な供給を確保するため、環境林型県有林の整備を実施しました。これにより、伐採跡地の森林機能を早期に回復し、良好な森林環境が維持され、森林の持つ多面的機能の発揮、下流域における災害発生の未然防止を図りました。

そのほか、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により出荷制限指示が出されている野生鳥獣肉の出荷制限解除の時機を判断するため、放射能モニタリング調査を実施しました。有害鳥獣捕獲された個体等から採取したイノシシやニホンジカ、ツキノワグマ等の肉について放射性物質を測定し、158件のデータを蓄積するとともに、県民や関係者に情報提供及び注意喚起を行いました。



写真:間伐作業中



写真:間伐後

森林機能の復興・保全と  
放射能測定の継続

緑地環境保全地域の新規指定候補地について、学術調査を実施し、自然環境保全地域等に指定された山林等に係る固定資産税の課税免除を行った市町に対して、交付金を交付しました。

生活環境への影響を確認するため、沿岸被災地のうち今後も被災建築物の解体が見込まれる2市の6地点において年4回、大気中のアスベスト濃度の測定を実施し、一般環境と同様の値であることを確認しました。

また、森林の有する二酸化炭素吸収機能を高度に発揮させるため、二酸化炭素吸収機能の高い若齢林を中心に間伐を行ったほか、施業に必要な作業道の整備を支援し、温暖化防止に取り組みました。

県民生活の保全と木材資源の長期的な供給を確保するため、環境林型県有林の整備を実施しました。さらに、環境林型県有林の森林整備も実施しました。

第12次鳥獣保護管理事業計画及び各第二種特定鳥獣管理計画の進行管理として、検討・評価委員会を1回、ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・ツキノワグマ部会を各1回(計5回)開催しました。また、宮城県獣友会が行う有害鳥獣捕獲事業等に対する事業費(5,000千円)及び狩猟捕獲促進事業(@5,000円/イノシシ1頭)に対する事業費の補助(捕獲頭数667頭)を行いました。

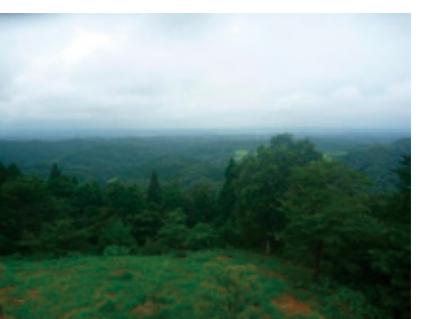


写真:番ヶ森山遠景

自然環境保全地域における開発行為について指導等を行い、新たに昭和万葉の森、番ヶ森山周辺地域の2箇所を緑地環境保全地域に指定するとともに、自然環境保全地域に指定された山林等に係る固定資産税の課税免除を行った市町に対し、交付金を交付しました。

アスベスト対策として、沿岸被災地のうち被災建築物の解体が見込まれる2市の6地点において年4回、大気中のアスベスト濃度の測定を実施し、一般環境と同様の値であることを確認しました。

また、二酸化炭素吸収機能の高い若齢林を中心に間伐を行ったほか、施業に必要な作業道の整備を支援し、温暖化防止に取り組んだ結果、平成29年度の間伐面積は556ha、作業道整備は21,622mとなりました。さらに、環境林型県有林の森林整備も実施しました。

第12次鳥獣保護管理事業計画及び各第二種特定鳥獣管理計画の進行管理として、検討・評価委員会を1回、ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・ツキノワグマ部会を各1回(計5回)開催しました。また、宮城県獣友会が行う有害鳥獣捕獲事業等に対する事業費(5,000千円)及び狩猟捕獲促進事業(@5,000円/イノシシ1頭)に対する事業費の補助(捕獲頭数667頭)を行いました。